

提出先	中小企業庁事業環境部企画課調査室
提出期限	平成22年9月1日

# (秘) 平成22年中小企業実態基本調査 (調査票甲 法人企業用)

平成22年8月1日 経済産業省中小企業庁

この調査により報告された記入内容は統計法により秘密が保護されています。  
この調査票は、税務申告等とは一切関係なく、統計的に処理され、申告者の不利益になるようなことはありませんので、事実をありのまま記入してください。

整理番号 (この欄は、中小企業庁が使用します。)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

## 法人企業用

本社または 本店の所在地 <small>「実際の本社機能を 有する場所」</small>		電話番号 (代表)	
		記入者の氏名 <small>(調査票内容の照会 に回答いただける方)</small>	フリガナ
企業の名称	フリガナ	電話番号 (記入者の連絡先)	<small>※代表と異なる場合のみご記入ください。</small>

※ 上記赤枠内の記入をお願いします。  
 ※ 事前に印刷されている郵便番号・住所・企業情報に誤りがある場合は、二重線で消し、正しい企業情報をご記入ください。  
 ただし、数値等が見えづらくなる場合には、修正液または修正テープで消し、正しい企業情報をご記入ください。

### 【調査票のご記入にあたっての注意事項】 ※ ご記入いただく前に、必ずお読みください。

- この調査票は、法人企業用の調査票です。御社が個人企業(個人事業者)の場合は、改めまして個人企業用の調査票(調査票甲)をお送りしますので、下記問い合わせ先までご連絡ください。
- この調査は、会社(株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社など)を対象とした企業単位の調査です。事業所単位の調査ではありません。本店、支店、営業所、工場などを含めた企業全体について記入してください。
- 記入内容は、平成21年事業年度の決算期数値で記入してください。それが困難な場合は、事務局へご相談していただくか、最寄りの決算期の数値を記入してください。
- この調査票は2ページ目以降、見開き左ページが記入説明、見開き右ページが記入欄という構成になっています。記入箇所は赤枠で囲んでありますので、赤枠内の記入をお願いします。また、記入の際は、左ページの記入説明を参考にしてください。
- 調査票の記入に当たっては、黒または青のボールペンではっきりと記入してください。なお、記入の訂正をする場合には、二重線で消し、正しい情報を記入してください。ただし、数値等が見えづらくなる場合には、修正液または修正テープで消し、正しい情報を記入してください。
- 後日、調査担当より、記入内容について確認させていただく場合もありますので、上記赤枠内の記入者の氏名及び連絡先の電話番号を必ず記入してください。内線番号がある場合は、その番号も記入してください。記入の終わった調査票はコピーをとり、控えとして12月までお持ちください。
- 記入の終わった調査票は、同封の返信用封筒(黄色)に入れ、郵便ポストに投函してください。(切手は不要です。  
**投函期限：平成22年8月30日(月)**
- 本統計調査についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

◆ 問い合わせ先 (フリーダイヤル) : 0120-434-369  
 【受付時間】 平日9:00 ~ 18:00 (土曜、日曜、国民の祝日を除く)

【提出先】  
 経済産業省中小企業庁事業環境部企画課調査室  
 〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1  
 中小企業実態基本調査事務局

【ホームページ】  
 経済産業省中小企業庁ホームページアドレス  
<http://www.chusho.meti.go.jp/>  
 中小企業実態基本調査ホームページアドレス  
<http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/kihon/index.htm>

政府統計コード

B	U	P	E
---	---	---	---

調査対象者ID (半角数字)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

確認コード (半角英数字、英字は大文字)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

インターネットで回答される場合の  
貴社固有のログイン情報

## 右ページ問2・問4・問4付問1・問5・問5付問1の記入説明

『問2』の**会社形態**の各調査項目の内容は以下のとおりです。

株式会社	株式を発行することで事業資金を調達し、それを元手に事業を行なう会社。 ただし、商号に「有限会社」の文字を使用している会社は除きます。
有限会社（特例有限会社）	旧有限会社法に基づいて設立された有限会社。2006年5月1日の新会社法施行により新たな有限会社は設立できなくなりましたが、既存の有限会社については、商号に「有限会社」の文字を使用すれば、新会社法施行以前と同様の会社運営が継続できます。
合名会社	2人以上の無限責任を負う社員のみで構成された会社。
合資会社、合同会社など	・合資会社：有限責任社員と無限責任社員の両方によって構成された会社。 ・合同会社：社員全員が有限責任である会社（法人）。社員には経営執行権限があります。
個人企業（個人経営）	個人の事業者が、事業に必要な資金を出資し、同時に自身で経営を行なう企業。

『問4』の**会社全体の従業員数**の各調査項目の内容は以下のとおりです。

※ 他社からの出向従業員（出向役員を含む）及び派遣従業員は除きます。

有給役員（無給役員は除く）	法人企業の取締役、監査役などの役員に対して支払われる給料を得ている人。 ただし、無給の役員は除きます。
常用雇用者	期間を定めずに、若しくは1ヶ月を超える期間を定めて雇用している人、または平成22年2月と3月にそれぞれ18日以上雇用している人。
正社員・正職員	一般に正社員・正職員などと呼ばれている人。ただし、有給・無給役員は除きます。
パート・アルバイト	常用雇用者のうち、一般に「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」またはそれに近い名称で呼ばれている人。（一般の社員より1日の所定労働時間または1週間の労働日数が短い人。）
臨時・日雇雇用者	1ヶ月以内の期間を定めて雇用している人、または日々雇用している人。

『問4付問1』の**他社からの出向従業員（出向役員を含む）及び派遣従業員**の内容は以下のとおりです。

他社からの出向従業員（出向役員を含む）及び派遣従業員の合計数	他社からの出向従業員（出向役員を含む）及び派遣従業員の合計数とは、「他社からの出向従業員（出向役員を含む）」または「他社からの派遣従業員」のいずれかに当てはまる人の数の合計をいいます。ただし、下請先の従業員は除きます。
他社からの出向従業員（出向役員を含む）	在籍出向など出向元に籍があり、給与を出向元から受け取っているが、御社にきて働いている人。
他社からの派遣従業員	労働者派遣法という派遣労働者。給与を派遣元から受け取っているが、御社にきて働いている人。

『問5』の**海外の子会社、関連会社または事業所**の定義は以下のとおりです。

海外の子会社	子会社とは、御社が50%超の議決権を所有する会社をいいます。なお、御社の子会社または御社とその子会社合計で50%超の議決権を所有している会社を含みます。ただし、50%以下であっても御社が経営を実質的に支配している会社も含みます。
海外の関連会社	関連会社とは、御社が20%以上から50%以下の議決権を所有する会社をいいます。
海外の事業所	事業所とは、海外にある御社の支店・営業所・工場などをいいます。

『問5付問1』の記入上の注意点

海外の子会社、関連会社または事業所の内訳については、同封の「業種分類表・国地域分類表」（オレンジ色の冊子）を参考にしてください。

※ この調査票は、「法人企業用」の調査票です。御社が個人企業(個人事業者)の場合は、「個人事業者用」の調査票を再送付致しますので、表紙の問い合わせ先までご連絡ください。

# 1. 企業の概要 ※全員の方におうかがいします。

問1 企業を設立した年について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。  
(※ 創業した年ではなく、商業(法人)登記簿謄本における会社設立の年でお答えください。)

- |                   |                 |                 |                    |
|-------------------|-----------------|-----------------|--------------------|
| 1. 平成21年(2009年)以降 | 4. 平成18年(2006年) | 7. 平成15年(2003年) | 10. 平成12年(2000年)   |
| 2. 平成20年(2008年)   | 5. 平成17年(2005年) | 8. 平成14年(2002年) | 11. 平成11年(1999年)以前 |
| 3. 平成19年(2007年)   | 6. 平成16年(2004年) | 9. 平成13年(2001年) |                    |

問2 御社の会社形態について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- |         |                |
|---------|----------------|
| 1. 株式会社 | 4. 合資会社、合同会社など |
| 2. 有限会社 | 5. 個人企業(個人経営)  |
| 3. 合名会社 |                |

この調査票は「法人企業用」です。改めまして個人企業用の調査票(甲)をお送りしますので、恐れ入りますが表紙に記載してある問い合わせ先までご連絡ください。

問3 問2で「1. 株式会社」を選んだ方のみにおうかがいします。  
株式の譲渡制限の定めの有無について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- |   |
|---|
| 1. 定款に全ての株式の譲渡について、会社の承認が必要である旨を定めている(いわゆる譲渡制限株式会社) |
| 2. 定款に全ての株式の譲渡について、会社の承認が必要である旨を定めていない              |

問4 出向・派遣を除く、御社の会社全体の従業員数を平成22年3月31日現在で記入してください。(男女別)  
(※ 他社からの出向従業員(出向役員を含む)及び派遣従業員は除いて、記入してください。)

区分	⑤合計 〔⑤=①+②+③+④〕 (※出向・派遣は除く)	内 訳			
		①有給役員 (無給役員は除く)	常用雇用者		④臨時・日雇雇用者
			②正社員・正職員 (有給・無給役員は除く)	③パート・アルバイト	
男	人	人	人	人	人
女	人	人	人	人	人

問4付問1 他社からの出向従業員数(出向役員を含む)及び派遣従業員数をそれぞれ平成22年3月31日現在で記入してください。(男女別)

区分	③合計 〔③=①+②〕	内 訳	
		①他社からの出向従業員 (出向役員を含む)	②派遣従業員
男	人	人	人
女	人	人	人

**【問4 付問1 記入上の注意点】**

他社からの出向従業員(出向役員を含む)及び派遣従業員がいない場合には、「0」人と記入してください。

※定義については左ページ(2ページ)をご覧ください。

問5 御社の海外展開について、おうかがいします。  
海外に子会社、関連会社または事業所(支店・営業所・工場など)がありますか。該当する番号に1つだけ○をつけてください(平成22年3月31日現在)。

- |                         |                         |
|-------------------------|-------------------------|
| 1. 海外に子会社、関連会社または事業所がある | 2. 海外に子会社、関連会社または事業所がない |
|-------------------------|-------------------------|

→ 問6へお進みください

問5付問1 問5で「1. 海外に子会社、関連会社または事業所がある」を選んだ方のみにおうかがいします。  
海外にある、子会社、関連会社または事業所の数を平成22年3月31日現在で記入してください。

項目	⑤〔合計〕海外にある、子会社、 関連会社または事業所の数 〔⑤=①+②+③+④〕	内 訳			
		①アジア	②ヨーロッパ	③北米	④その他の地域
子会社	社	社	社	社	社
関連会社	社	社	社	社	社
事業所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所

## 右ページ問7・問8の記入説明

「問7」の「売上高」及び「営業利益」などの各調査項目の内容は以下のとおりです。

売上高	実現主義の原則に従い、商品などの販売または役務の給付によって実現した売上高、営業収益、完成工事高など。	
売上原価(商品仕入原価、材料費、労務費、外注費などの総額)	売上高に対応する商品仕入原価、材料費、労務費、外注費、減価償却費(売上原価に含まれるもの)及びその他の原価の合計。	
売上総利益	① 売上高－② 売上原価	
販売費及び一般管理費	販売費及び一般管理費の合計	販売費及び一般管理費の合計。
	人件費	常用、臨時、役員、正社員、パート・アルバイトを問わず、当該事業年度に支払うべき給料、手当、賃金、賞与、退職金などの合計。ただし、福利厚生費、法定福利費は除きます。
	地代家賃	土地、建物などの不動産の賃貸料の合計。
	減価償却費	販売費及び一般管理費に計上する減価償却費。
	租税公課	印紙税、登録免許税、不動産取得税、自動車税、固定資産税、事業税(付加価値割及び資本割)及び事業所税などの合計。
	上記以外の経費	販売費及び一般管理費のうち、上記以外のその他の経費の合計。なお、福利厚生費、法定福利費はここに含まれます。
営業利益	③ 売上総利益－④ 販売費及び一般管理費の合計	
営業外収益	受取利息、受取配当金、有価証券の売却益などの営業活動以外により発生した収益。	
営業外費用	支払利息、割引料、雑損失などの営業活動以外により発生した費用。	
経常利益または経常損失	営業利益に営業外収益を加え、営業外費用を差し引いたもの。 「⑧ 経常利益または経常損失」＝ 「⑤ 営業利益」＋「⑥ 営業外収益」－「⑦ 営業外費用」 経常損失をあらわすマイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください。 (例：▲2000)	
特別利益	会社経営において、特別に発生した金額的にも大きな利益。固定資産売却益、前期損益修正益。	
特別損失	会社経営において、特別に発生した金額的にも大きな損失。固定資産売却損、減損損失、災害による損失、前期損益修正損。	
税引前当期純利益または税引前当期純損失	経常利益(経常損失)に特別利益を加え、特別損失を差し引いたもの。 「⑪ 税引前当期純利益または税引前当期純損失」＝ 「⑧ 経常利益または経常損失」＋「⑨ 特別利益」－「⑩ 特別損失」 税引前当期純損失をあらわすマイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください。 (例：▲2000)	
税引後当期純利益または税引後当期純損失	税引前当期純利益(税引前当期純損失)から法人税、住民税及び事業税(所得割)を控除したもの。 「⑫ 税引後当期純利益または税引後当期純損失」＝ 「⑪ 税引前当期純利益または税引前当期純損失」 －(「法人税」＋「住民税」＋「事業税(所得割)」) 税引後当期純損失をあらわすマイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください。 (例：▲2000)	

「問8」の「負債及び純資産」の各調査項目の内容は以下のとおりです。

負債	借入金(金融機関)	銀行などの金融機関からの借入金。	
	借入金(金融機関以外)	個人及び取引先などの金融機関以外からの借入金。	
	社債	普通社債及び新株予約権付社債などの未償還残高。	
	上記以外の負債	支払手形・買掛金(通常の営業取引により発生した手形債務及び営業上の未払金(電気・ガス・水道料、外注加工賃などの未払金))、未払金、未払税金、未払配当金、繰延税金負債、未払費用、未払利息、前受金、預り金、前受収益などの流動負債、製品保証等引当金、賞与引当金などの引当金、退職給付引当金及び特別修繕引当金などの通常1年を超えて使用される見込みの引当金。	
	負債の部 合計	上記すべての負債(流動負債及び固定負債)の合計。	
		流動負債	支払手形、買掛金、短期借入金、未払金、未払税金、未払配当金、繰延税金負債、未払費用、未払利息、前受金、預り金、前受収益などの流動負債、製品保証等引当金、賞与引当金などの引当金。
	固定負債	社債、長期借入金、退職給付引当金及び特別修繕引当金などの通常1年を超えて使用される見込みの引当金。	
純資産	資本金	資本金、出資金。	
	上記以外の純資産	資本剰余金(資本準備金(株式払込金剰余金、株式交換剰余金、株式移転剰余金、新設分割剰余金、吸収分割剰余金、合併差益)、その他の資本剰余金(自己株式処分差益、自己株式処分差損、資本金及び資本準備金減少差益))、利益剰余金(利益準備金、その他の利益剰余金(任意積立金、減債積立金、技術研究積立金、事業拡張積立金、退職給付積立金、租税特別措置法の準備金、海外投資等損失準備金、特別償却準備金などの準備金など)、自己株式、その他の有価証券評価差額金、土地再評価差額金、新株予約権など。マイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください。(例：▲2000)	
	純資産の部合計	上記すべての純資産の合計。マイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください。(例：▲2000)	
負債及び純資産の部 合計	「負債の部合計」と「純資産の部合計」の合計。		

## 2. 平成21年度決算について ※ 全員の方におうかがいします。

問6 本調査票では、金額記入に関する質問がいくつかありますが、消費税の取り扱いについては、原則、税込みで記入してください。ただし、会計処理上税込みで記入することが難しい場合は、下記の口内に「✓」を記入し、税抜きで記入してください。

税抜きで記入する

これからの問いで、税抜きで記入する場合のみ、口内に「✓」を記入してください。税込みで記入できる場合は、問6は空欄で構いません。

問7 売上高及び営業利益などについて、平成21年度決算の損益計算書などを参照して記入してください。

項目	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千
①売上高									.000円
②売上原価 (商品仕入原価、材料費、労務費、外注費などの総額)									.000円
③売上総利益 (①-②)									.000円
④販売費及び一般管理費の合計									.000円
の内訳 販売費及び一般管理費	人件費 ※労務費を除く								.000円
	地代家賃								.000円
	減価償却費 ※1								.000円
	租税公課								.000円
	上記以外の経費								.000円
⑤営業利益 (③-④)									.000円
⑥営業外収益									.000円
⑦営業外費用									.000円
⑧経常利益または経常損失 ⑤+⑥-⑦ (※2)									.000円
⑨特別利益									.000円
⑩特別損失									.000円
⑪税引前当期純利益または税引前当期純損失 (※2) (※3)									.000円
⑫税引後当期純利益または税引後当期純損失 (※2)									.000円

### 【問7 記入上の注意点】

- 平成21年度の決算書をもとに記入してください。それが困難な場合は、事務局へご相談していただくか、最寄りの決算期の数値を記入してください。
- 金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。マイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください。(例:▲2000)

### ※1

減価償却費の欄は、固定資産において当期の決算にて償却した金額を記入してください。

### ※2

損失(「経常損失」、「税引前当期純損失」、「税引後当期純損失」)をあらわすマイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください。

### ※3

「⑪税引前当期純利益または税引前当期純損失」の記入は、「⑧経常利益または経常損失」から「⑨特別利益」「⑩特別損失」を加減して算出してください。左ページ(4ページ)の計算式をご参照ください。

問8 負債及び純資産について、平成21年度決算の貸借対照表などを参照して記入してください。

### 【問8 記入上の注意点】

- 平成21年度の決算書をもとに記入してください。それが困難な場合は、事務局へご相談していただくか、最寄りの決算期の数値を記入してください。
- 金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。
- 「上記以外の純資産」及び「純資産の部合計」でマイナスの金額を記入する場合は、金額の先頭に▲を記入してください。(例:▲2000)

項目	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千
負債	借入金(金融機関)								.000円
	借入金(金融機関以外)								.000円
	社債								.000円
	上記以外の負債								.000円
①負債の部合計									.000円
純資産	資本金								.000円
	上記以外の純資産								.000円
	②純資産の部合計								.000円
③負債及び純資産の部合計									.000円

「①負債の部合計」+「②純資産の部合計」=「③負債及び純資産の部合計」になっていることを確認してください。

「③負債及び純資産の部合計」は、お手持ちの貸借対照表の「資産合計」と一致していることを確認してください。

## 右ページ問10・問11・問11付問1・問12・問13の記入説明

「問10」の「有形固定資産」及び「無形固定資産」の内容は以下のとおりです。

有形固定資産	建物・構築物・建物附属設備	事務所、店舗、工場及び倉庫などの建造物、社宅、電気設備などの建物、橋、舗装道路及び煙突などの構築物のほか、暖冷房設備、照明設備、昇降機などの附属設備を含みます。
	機械装置	工作機械、化学反応装置などの機械装置及びそれに付属する設備。
	船舶、車両運搬具、工具・器具・備品	タンカー、貨物船、はしけ及び漁船などの船舶、鉄道用車両及び自動車などの車両運搬具、測定工具、検査工具などの工具、試験機器、測定機器などの器具及び事務機などの備品(耐用年数1年超で相当価額以上のもの)。
	土地	工場、事務所及び社宅などの経営目的のために使用している土地。ただし、販売目的、投資目的の土地は除きます。
	建設仮勘定	建物、構築物、機械装置及び船舶などの建設または製作のために支出した手付金及び労務費、取得した機械、購入した資材・部品など。
	上記以外の有形固定資産	有形固定資産のうち、上記の項目以外の資産。生物など。
無形固定資産		のれん(営業権)、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、借地権、地上権、著作権及びソフトウェア制作費など。

「問11」及び「問11付問1」の「リース契約」及び「新規リース契約額」の内容は以下のとおりです。

リース契約	リース契約とは、長期間にわたり特定の資産を占有して使用する賃貸借契約をいいます。土地・建物の貸借、短期間のレンタル、チャーター、転リースなどは含みません。
新規リース契約額	支払リース料ではなくリース契約額の総額です。平成21年度の決算期間中に新たにリース契約を行ったものの契約額と、同期間中にリース契約期間が終了したため、新たに契約更新を行ったものの契約額が該当します。

「問12」の「研究開発」の内容は以下のとおりです。

研究開発	<p>・研究とは、新しい知識の発見を目的とした計画的な探求及び調査をいいます。</p> <p>・開発とは、新しい製品・サービス・生産方法(以下、「製品など」)についての計画もしくは設計または既存の製品などを著しく改良するための計画もしくは設計として、研究の成果その他の知識を具体化することに伴う費用をいいます。</p> <p>なお、この調査では自然科学のみでなく、人文・社会科学の研究についても調査の対象となっています。ただし、製造現場で行なわれている品質管理活動やクレーム処理のための活動、または、探査・掘削等の鉱物資源の開発に特有の活動は、研究開発に含まれません。</p>
------	--

### 研究開発とするもの(例)

- ・学術的な真理の探究
- ・基盤技術の研究開発
- ・新製品の開発
- ・既存製品の強化・改良  
(本質的な機能強化を伴わない「不具合の修正」は除きます。)
- ・製品の特性を明らかにする試験研究
- ・新しい製造法・処理法の開発
- ・新しい材料の探求・開発

### 研究開発としないもの(例)

- ・マーケティング調査、消費者アンケートなど営業活動を目的とした調査・分析
- ・財務分析、在庫管理など、経営管理を目的とした調査・分析
- ・QC活動、ISO9001(品質管理)、ISO14001(環境管理)など、工程管理を目的とした調査・分析

「問13」の「研究開発促進税制(中小企業技術基盤強化税制)」の内容は以下のとおりです。

中小企業技術基盤強化税制	<p>「中小企業技術基盤強化税制」は、中小企業者等が支出した試験研究費の12%に相当する額の税額控除(当期の法人税額の20%を限度とする)が認められる制度です。また、上記の措置に加え、当期の法人税額の10%を限度として、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に開始する各事業年度において、次の特例のいずれかを選択適用することが認められます。</p> <p>①試験研究費の額が比較試験研究費(過去3事業年度の試験研究費の平均額)の額を超え、かつ、基準試験研究費(前2事業年度のうち最も多い事業年度の試験研究費の額)の額を超える場合には、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える部分の金額の5%に相当する額の税額控除が認められます。</p> <p>②試験研究費の額が平均売上金額(直近4年間の平均売上額)の10%相当額を超える場合には、その超える部分の金額に特別税額控除割合(試験研究費割合から10%を控除した割合に0.2を乗じた割合)を乗じた金額の税額控除が認められます。</p>
--------------	--



## 右ページ問14・問15の記入説明

「問14」の特許権・実用新案権・意匠権の内容は以下のとおりです。

特許権	発明を独占的に利用し得る権利であり、特許法による登録をしたもの。
実用新案権	物品の形状、構造、組合せの考案であって、実用新案法に従って登録したもの。
意匠権	物品の形状、模様、色彩についての美徳をおこさせるデザインであって、意匠法に従って登録したもの。

「問15」の売上高の業種別内訳の内容は以下のとおりです。

建設事業の収入	建築工事、土木工事及び設備工事の完成工事高。
製造品売上高	「製造品売上高」とは、自己の製造した製品を販売した場合の販売高をいいます。他から製造委託を受けたものの販売高も含まれます。 <u>以下の場合、「製造品売上高」には含まれませんので注意してください。</u> 1. 仕入商品を加工せず他の事業者へ販売した場合の販売高 ⇒ 「卸売の商品売上高」に記入。 2. 仕入商品を加工せず消費者へ販売した場合の販売高 ⇒ 「小売の商品売上高」に記入。 3. 菓子、パン、建具、畳などを製造し、主として家庭用消費者に直接販売した場合の販売高 ⇒ 「小売の商品売上高」に記入。
加工賃収入	発注元から支給を受けた原材料を加工することにより受け取った収入。
情報通信事業の収入	通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業及び映像・音声・文字情報制作業の収入。
運輸、郵便事業の収入	道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、倉庫業及びこん包業、郵便業(信書便事業を含む)などの収入。
卸売の商品売上高	他の者から購入した(仕入れた)商品を、 <u>その性質や形状を変えないで</u> 他の事業者に対して販売した場合の販売高をいいます。営業活動に伴う販売手数料などを含まれます。
小売の商品売上高	「小売の商品売上高」とは、仕入商品または製造した商品を <u>主として一般消費者(個人または家庭用消費者)</u> に販売した場合の販売高をいいます。営業活動に伴う販売手数料などを含まれます。 菓子、パン、建具、畳などを製造し、主として一般消費者(個人または家庭用消費者)に直接販売する場合は、「製造品売上高」ではなく、この「小売の商品売上高」に記載してください。
不動産、物品賃貸事業の収入	不動産取引、不動産仲介、不動産管理及び不動産賃貸、物品賃貸などの収入。
学術研究、専門・技術サービス事業の収入	学術・研究開発機関、専門・技術サービス業(法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医療、土木建築サービス、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業など)、広告業の収入。
宿泊事業の収入	旅館、ホテル、簡易宿所及び下宿業などの収入。
飲食サービス事業の収入	一般飲食店(食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、料亭及び酒場など)、持ち帰りサービス業(すし、弁当など)、宅配飲食サービス業(宅配ピザ、給食センター、病院給食など)の収入。
生活関連サービス、娯楽事業の収入	洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、冠婚葬祭業、写真現像・焼付業など)、娯楽業(映画館、興行場・興行団、スポーツ施設提供業など)の収入。
サービス事業(他に分類されない)の収入	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介業、労働者派遣業及びその他のサービス業(建物サービス業、警備業、ディスプレイ業、テレマーケティング業など)の収入。
その他の事業の収入	上記以外の農業、林業、漁業、鉱業、電気・ガス・熱供給・水道業、金融・保険業、医療・福祉及び教育・学習支援業などの収入。

問14 御社で所有している特許権・実用新案権・意匠権がありますか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| 1. 特許権・実用新案権・意匠権がある | 2. 特許権・実用新案権・意匠権がない |
|---------------------|---------------------|

→ 問15へお進みください

問14付問1 問14で「1. 特許権・実用新案権・意匠権がある」を選んだ方のみにおうかがいします。平成22年3月31日現在で所有している特許権・実用新案権・意匠権の件数をそれぞれ記入してください。

内 容	所有しているもの		所有しているもののうち、 使用しているもの ※1		使用しているもののうち、 自社開発のもの	
	件	件	件	件	件	件
特許権						
実用新案権						
意匠権						

※1  
「所有しているもの  
のうち、使用してい  
るもの」には、他社  
に供与しているもの  
も含めてください。

次の大小関係となるよう記入してください。所有しているもの ≥ 使用しているもの ≥ 自社開発のもの

問15 売上高の内訳について、平成21年度決算の損益計算書などを参照して記入してください。

業種別内訳	割 合	
①建設事業の収入		%
②製造品売上高		%
③加工賃収入		%
④情報通信事業の収入		%
⑤運輸、郵便事業の収入		%
⑥卸売の商品売上高		%
⑦小売の商品売上高		%
⑧不動産、物品賃貸事業の収入		%
⑨学術研究、専門・技術サービス事業の収入		%
⑩宿泊事業の収入		%
⑪飲食サービス事業の収入		%
⑫生活関連サービス、娯楽事業の収入		%
⑬サービス事業(他に分類されない)の収入		%
⑭その他の事業の収入		%
合 計	1 0 0	%

**【問15 記入上の注意点】**  
御社の行っている事業が業種別内訳のどの項目にあてはまるのかは、左ページ(8ページ)の記入説明及び『業種分類表・国地域分類表』(オレンジ色の冊子)または中小企業庁ホームページの中小企業実態基本調査【専用】業種分類番号検索システムを参照ください。

「①建設事業の収入」に記入がある場合は、11ページ問18も必ず記入してください。

**【問16 記入上の注意点】**  
例) 下図の場合、売上高の内訳で最も多いのは「④情報通信事業の収入」なので、問16では、「④情報通信事業の収入」を100%とし、その内訳を収入の多い順に第3位まで記入してください。

問15

業種別内訳	割 合	
①建設事業の収入		%
②製造品売上高		%
③加工賃収入		%
④情報通信事業の収入	8 0	%
⑤運輸、郵便事業の収入		%
⑥卸売の商品売上高		%
⑦小売の商品売上高		%
⑧不動産、物品賃貸事業の収入		%
⑨学術研究、専門・技術サービス事業の収入		%
⑩宿泊事業の収入		%
⑪飲食サービス事業の収入		%
⑫生活関連サービス、娯楽事業の収入		%
⑬サービス事業(他に分類されない)の収入	2 0	%
⑭その他の事業の収入		%
合 計	1 0 0	%

問16

内 訳	分類番号	事業の種類 (分類番号を含めお書きください。)	割 合
第1位	4 0 1	インターネット附属サービス業	8 0 %
第2位	3 9 2	情報処理・提供サービス業	4 0 %
第3位			%
その他	9 9 2	主たる業種のうち上記以外の事業	%
合 計			1 0 0 %

合計して100%になるように、記入してください。

問16 「問15 売上高の内訳」で、最も大きい割合を記入した内訳項目(御社の主たる事業)についておうかがいします。御社の主たる事業について、その内訳を売上金額(または収入金額)の多い順に、『業種分類表・国地域分類表』(オレンジ色の冊子)または中小企業実態基本調査【専用】業種分類番号検索システムの中から分類番号(3桁)を3つ選び、その分類番号、事業の種類、収入割合を記入してください。それ以外(主業の内訳のうち上位3つ以外)のものは、その他の欄にまとめて記入してください。

内 訳	分類番号	事業の種類 (分類番号を含めお書きください。)	割 合
第1位			%
第2位			%
第3位			%
その他	9 9 2	主たる業種のうち上記以外の事業	%
合 計			1 0 0 %

合計して100%になるように、記入してください。

### 3. 仕入先・販売先について

問17 平成21年度の決算期間中に、原材料や商品(製品)の仕入れ・販売を行いましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。(※自家消費目的やサービス(旅行など)の仕入れは除きます。)

- |               |                  |
|---------------|------------------|
| 1. 仕入れ・販売を行った | 2. 仕入れ・販売を行っていない |
|---------------|------------------|

## 右ページ問18・問19・問20の記入説明

「問18」の「工事の受注」についての各調査項目の内容は以下のとおりです。

※ 問18は、9ページ「問15 売上高の内訳」で「① 建設事業の収入」の欄に数値を記入した方は、必ずご記入ください。  
それ以外の方は、「5. 受託の状況」問19へお進みください。

元請工事	発注者から直接請け負う建築工事、土木工事及び設備工事。
下請工事	発注者から直接ではなく、他の建設業者から下請けした建築工事、土木工事及び設備工事。
公共事業	国、特殊法人、地方公共団体などが発注する建築工事、土木工事及び設備工事。

「問19」の「受託」の内容は以下のとおりです。（※建設工事の受託は除きます。）

① 製造の受託	他社が販売するべき物品・製造請負品・部品・原材料、自己使用する物品・金型などの製造を依頼されること。
② 修理の受託	他社が請け負っている物品の修理、他者の自己使用する物品の修理を依頼されること。
③ プログラム作成の受託	他社が行うべきプログラム作成を依頼されること。
④ プログラム作成の受託以外の情報成果物作成の受託	他社が行うべきテレビ番組作成・工業デザイン・グラフィックデザインの提供などを依頼されること。
⑤ 役務提供の受託	他社が行うべき運送・物品の倉庫保管・情報処理の役務提供を依頼されること。 ※ 建設業を営む者が請け負う、建設工事の受託は含まれません。
⑥ 上記⑤以外の役務提供の受託	他社が行うべきメンテナンス（ビル、自動車、機械等）・顧客サポート（アフターサービス、コールセンター等）などの役務提供を依頼されること。 ※ 建設業を営む者が請け負う建設工事の受託は含まれません。

「問20」の「委託」の内容は以下のとおりです。（※建設工事の委託は除きます。）

① 製造の委託	御社が販売するべき物品・製造請負品・部品・原材料、自己使用する物品・金型などの製造を他社に委託すること。
② 修理の委託	御社が請け負っている物品の修理、御社の自己使用する物品の修理を他社に委託すること。
③ プログラム作成の委託	御社が行うべきプログラム作成を他社に委託すること。
④ プログラム作成の委託以外の情報成果物作成の委託	御社が行うべきテレビ番組作成・工業デザイン・グラフィックデザインの提供などを他社に委託すること。
⑤ 役務提供の委託	御社が行うべき運送・物品の倉庫保管・情報処理の役務提供を他社に委託すること。 ※ 建設業を営む者が請け負う建設工事の委託は含まれません。
⑥ 上記⑤以外の役務提供の委託	御社が行うべきメンテナンス（ビル、自動車、機械等）・顧客サポート（アフターサービス、コールセンター等）などの役務提供を他社に委託すること。 ※ 建設業を営む者が請け負う建設工事の委託は含まれません。

## 4. 工事の受注について

【問18は、9ページ「問15 売上高の内訳」で「① 建設事業の収入」の欄に割合を記入した方は、必ず記入してください。】

【それ以外の方は「5. 受託の状況」問19へお進みください。】

問18 平成21年度の決算期間中の**完成工事高**について、元請・下請工事別の発注社の数と金額を記入してください。また、元請工事については、「公共事業」・「公共事業以外の民間など」別に記入してください（金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください）。なお、同じ会社から複数受注した場合、受注数は1社となります。

項目		発注社の数 ※1	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千
元請工事	公共事業	社									
	公共事業以外の民間など	社									
下請工事		社									
合計		社									

※1  
発注社の数には、工事の件数ではなく、発注社の数を記入してください。

## 5. 受託の状況

【主たる事業が「建設業」の場合（問15で「①建設事業の収入」の割合が最も大きかった方）は記入不要です。】

【「6. 委託の状況」へお進みください。】

問19 平成21年度の決算期間中に、左ページ（10ページ）問19の記入説明に掲げる受託（※2）がありましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。（※建設工事の受託は除きます。）

※2 受託とは、他社が行うべき製造・修理・役務提供等を依頼されることをいいます。ただし、建設工事の受託は除きます。

1. 受託があった

2. 受託がなかった

→ 問20へお進みください

問19付問1 問19で「1. 受託があった」を選んだ方のみにおうかがいします。  
平成21年度の決算期間中に受託した金額を記入してください（金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください）。

受託の金額	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千

,000円

## 6. 委託の状況 ※ 全員の方におうかがいします。

問20 平成21年度の決算期間中に、左ページ（10ページ）問20の記入説明に掲げる委託（※3）を行いましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。（※建設工事の委託は除きます。）

※3 委託とは、自社が行うべき製造・修理・役務提供等を、自社のために行ってくれるように他社に依頼（外注を含む）することをいいます。ただし、建設工事の委託は除きます。

1. 委託を行った

2. 委託を行っていない

→ 問21へお進みください

問20付問1 問20で「1. 委託を行った」を選んだ方のみにおうかがいします。  
平成21年度の決算期間中に委託した金額を記入してください（金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください）。

委託の金額	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千

,000円

## 右ページ問21・問21付問1・問22・問23の記入説明

『問21』の取引金融機関(メインバンク)についての各調査項目の内容は以下のとおりです。

都市銀行・信託銀行など	都市銀行(みずほ、三菱東京UFJ、三井住友、りそな、みずほコーポレート、埼玉りそな、新生、あおぞら)、信託銀行(「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」によって信託業務を兼営する銀行)など。
地銀・第二地銀	地方銀行(全国地方銀行協会加盟銀行)、第二地銀(第二地方銀行協会加盟銀行、旧相互銀行)。
信用金庫・信用組合	信用金庫(「信用金庫法」に基づく協同組織の金融機関)、信用組合(「中小企業等協同組合法」に基づく協同組織の金融機関)。
政府系中小企業金融機関など	商工組合中央金庫、日本政策金融公庫(中小企業事業)、日本政策金融公庫(国民生活事業)※。
4以外の政府系金融機関など	日本政策投資銀行など。
農林系金融機関	農林中央金庫、農業協同組合、信用農業協同組合連合会、漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会、全国共済農業協同組合連合会。
その他	外資系金融機関、ゆうちょ銀行など。

※ 2008年10月1日より、日本政策金融公庫(中小企業事業)は中小企業金融公庫、日本政策金融公庫(国民生活事業)は国民生活金融公庫の業務をそれぞれ承継。

『問21付問1』の借入条件についての各調査項目の内容は以下のとおりです。

本人保証	金銭消費貸借契約書や根保証書などの連帯保証人や銀行取引約定書における包括根保証人があるケースのうち、御社の代表者や、代表者以外の役員が保証人となっている場合をいいます。
物的担保	不動産、預金、有価証券、機械設備に対して、御社借入金を被担保債権として、メインバンクが(根)抵当権設定、質権設定などを行っていることをいいます。
第三者保証	金銭消費貸借契約書や根保証書などの連帯保証人や銀行取引約定書における包括根保証人があるケースのうち、御社の代表者と代表者以外の役員とを除いた第三者(代表者の親族など)が保証人となっている場合をいいます。
公的信用保証	都道府県及び自治体の信用保証協会(全国に52ある)との間で保証委託契約を取り交わしている場合または日本政策金融公庫(旧 中小企業金融公庫)の信用保証制度を利用している場合をいいます。(民間の信用保証会社による保証は含まれません。)

『問22』のチェーン組織への加盟の状況について、各用語の説明は以下のとおりです。

ボランタリー・チェーン	ボランタリー・チェーンとは、独立した個々の店が、独立性を維持しながら多数が結合、組織化して本部を中心に商品の仕入れやその他の業務を共同化するチェーン組織のことをいいます。
フランチャイズ・チェーン	フランチャイズ・チェーンとは、チェーン本部が加盟店との契約に基づき、特定の商標、商号などを使用させる権利を与え、経営指導を行いながら、継続的に商品を供給し、その対価としてロイヤリティを徴収する意図で組織されたチェーン組織のことをいいます。

『問23』の電子商取引(e-コマース)の実施状況について、用語の説明は以下のとおりです。

電子商取引(e-コマース)	電子商取引(インターネットなどを通じた商取引、e-コマース)とは、「商取引(企業の収益として計上された金銭的対価を伴う商品としての物品、サービス、情報の交換に関わる一連の業務・行為)のうち一部でもコンピュータを介したネットワーク上で行っていること」を指します。
---------------	--

## 7. 取引金融機関(メインバンク)について

※ 全員の方におうかがいします。

問21 御社の取引金融機関のうち、メインバンクについておうかがいします。  
現在、御社のメインバンク(借入れ残高シェアの大小などに関わらず御社がメインバンクと認識している金融機関)はどれですか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- |                  |                     |
|------------------|---------------------|
| 1. 都市銀行・信託銀行など   | 5. 4以外の政府系金融機関など    |
| 2. 地銀・第二地銀       | 6. 農林系金融機関          |
| 3. 信用金庫・信用組合     | 7. その他(外資系金融機関など)   |
| 4. 政府系中小企業金融機関など | 8. <u>メインバンクはない</u> |

→ 問22へお進みください

【以下の問21付問1、問21付問2は、問21で「1～7」のいずれかを選んだ方のみにおうかがいします。】

問21付問1 メインバンクからの借入条件について、該当する番号すべてに○をつけてください。

- |                            |                    |
|----------------------------|--------------------|
| 1. 経営者の本人保証を提供している         | 4. 公的信用保証を提供している   |
| 2. 物的担保を提供している             | 5. 1～4のいずれも提供していない |
| 3. 第三者保証(公的信用保証を除く)を提供している | 6. メインバンクからの借入金はない |

問21付問2 最近1年間のメインバンクへの借入申込みについて、最も多かった対応はどれでしたか。  
該当する番号に1つだけ○をつけてください。

- |                            |                         |
|----------------------------|-------------------------|
| 1. 借入申込を拒絶または申込額を減額された     | 4. 借入条件は緩和され申込額どおり借りられた |
| 2. 借入条件は厳しくなったが申込額どおり借りられた | 5. 増額セールス(※)を受けた        |
| 3. 借入条件の変更なしで申込額どおり借りられた   | 6. 最近1年間は借入申込を行っていない    |

※ 増額セールスとは、申し込み金額以上の貸付金額をメインバンクから提案されることをいいます。

## 8. チェーン組織への加盟の状況

※ 主たる事業が製造業の場合は記入不要です。  
「9. 電子商取引(e-コマース)の実施状況」へお進みください。

問22 御社における平成21年度の主たる事業(決算ベース)において、チェーン組織に加盟していますか。該当する番号すべてに○をつけてください。

- |                        |                    |
|------------------------|--------------------|
| 1. ボランタリー・チェーンに加盟している  | 3. 1、2のいずれも加盟していない |
| 2. フランチャイズ・チェーンに加盟している |                    |

## 9. 電子商取引(e-コマース)の実施状況

※ 全員の方におうかがいします。

問23 御社における平成21年度の事業活動(決算ベース)において、電子商取引(インターネットなどを通じた商取引)を実施しましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

例として、受注、原材料購入や販売などの分野で、電子商取引を実施したものの、売上実績や販売実績にはならなかった場合であっても、実際に電子商取引を導入し、利用機会があった場合は、「1. 電子商取引を実施した」に○をつけてください。

- |               |                  |
|---------------|------------------|
| 1. 電子商取引を実施した | 2. 電子商取引を実施しなかった |
|---------------|------------------|

質問は以上です。調査へのご協力、誠にありがとうございました。

後日、調査担当より、記入内容について確認させていただく場合もありますので、記入の終わった調査票はコピーをとり、控えとして12月までお持ちください。  
記入の終わった調査票は、同封の返信用封筒(黄色)に入れ、8月30日(月)までにポストに投函してください。(切手は不要です。)

